

水又は出水による水ぬれ、ただし、自然災害の事故による損害は除きます。
(7) 盗難（強盗、窃盗又はこれら未遂をいいます。以下同様とします。）
によって共済目的に発生したとき損又は汚損

(8) 騒乱及びこれに類似の集団行動に伴う暴力行為又は破壊行為
(残存物取付け費用共済金を支払う場合)

第4条 この組合は、この約款に従い、前条（損害共済金を支払う場合）の
損害を受けた共済目的の残存物の取壊し費用、取付け清掃費用及び搬出費用共
済金を支払います。
(以下「残存物取付け費用」といいます。) に対して、残存物取付け費用共

(地震火災費用共済金を支払う場合)

第5条 この組合は、この約款に従い、地震及び噴火並びにこれらによる津
波（以下「地震等」といいます。）を直接又は間接の原因とする火災によつて
共済目的である建物又は家具類若しくは農機具が損害（消防又は避難によつて
処置によつて発生した損害は除きます。以下この条において同様とします。）
を受け、その損害の状況が次の各号にそれぞれ該当するときは、それによつ
て臨時に生ずる費用に対して、地震火災費用共済金を支払います。

(1) 共済目的の建物が建物である場合には、当該建物が半壊以上となつたとき（建
物の主要構造部の火災による損害の額が当該建物の延べ床面積の20%以
上となつたときをいいます。）
(2) 共済目的に家具類又は農機具が含まれる場合には、当該家具類若しく
は農機具を収容する建物が半壊以上又は建物が全壊されたとき（家具類若しく
若しくは農機具が全壊となつたとき（家具類又は農機具の火災による損
害の額が当該家具類又は農機具の共済価額の80%以上となつたときを
いいます。）

(特別費用共済金を支払う場合)

第6条 この組合は、この約款に従い、第3条（損害共済金を支払う場合）
の損害を受けた場合に、それぞれの事故によつて共済目的の損害割合（共済価
額に対したために特別に要する費用に對して、特別費用共済金を支払います。
以下同様とします。）が80%以上と
なつたため特別に要する費用に對して、特別費用共済金を支払います。

(損害防止費用共済金を支払う場合)

第7条 この組合は、この約款に従い、共済目的に對して加入者が第36条
(損害防止業務) 第2項の規定により第3条（損害共済金を支払う場合）の損
害の防止又は軽減のために必要な費用（以下「損害防止軽減費用」といいます。）
を負担した場合において、次の各号に掲げる費用（その費用に係る物の損害に

ついて、第3条（損害共済金を支払う場合）の損害として填補される部分を除
きます。）に對して、損害防止費用共済金を支払います。

- (1) 消火活動のために費消した消火薬剤等（水を含みます。）の再取得費用
- (2) 消火活動に使用したことにより損傷した物（消火活動に従事した者の
着用物を含みます。）の修理費用又は再取得費用
- (3) 消火活動のために緊急に投入された人員又は器材にかかわる費用（人
身事故に對する費用、損害賠償に要する費用又は謝礼に属するものを除
きます。）

(失火見舞費用共済金を支払う場合)

第8条 この組合は、この約款に従い、共済目的から発生した火災、破裂又は
爆発によつて第三者（他人が所有する物を建物共済に付する加入者を含み、
その物の所有者と生計を共にする同居の親族を除きます。以下この条において
同様とします。）が所有する物（その物が動産であるときは、その所有者によつ
て現に占有されている物で、その者が占有する構内にあるものに限ります。）
に對して、失火見舞費用共済金を支払います。ただし、次の各号の場合
を除きます。

(1) 共済目的から発生した火災、破裂又は爆発の場合であつても、共済目
的の所有者以外の者が占有する部分（区分所有建物の共有部分を含みま
す。）に對して第三者が占有又は占有する物から発生した火災、破裂又は
爆発である場合

(2) 第三者が所有する物に発生した滅失、き損又は汚損の場合であつても、
煙損害又は臭気付着による損害である場合

(水道管凍結修理費用共済金を支払う場合)

第9条 この組合は、この約款に従い、共済目的である建物の専用水道管の凍
結により生じた破損（第3条6号による損害により共済金を支払う場合及びパッキ
ングのみに生じた損害を除きます。）に伴い当該専用水道管の復旧に要する費用（以
下「水道管凍結修理費用」といいます。）に對して、水道管凍結修理費用共済金を支
払います。ただし、区分所有建物の専用部分を共済の対象とする場合は、共用部分
の専用水道管について、区分所有建物の共用部分を共済の対象とする場合は、専用
部分の専用水道管について水道管凍結修理費用共済金を支払いません。

第3章 共済金の支払額

(損害共済金の支払額)
 第10条 この組合が損害共済金を支払うべき損害の額は、共済価額によって定められます。
 2 この組合が支払う損害共済金の額は、次の表の額(表中の共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額に相当する金額とします。)とします。

区分	損害共済金の額
共済金額が共済価額の80%以上であるとき	損害の額 (共済金額を限度とします。)
共済金額が共済価額の80%未満であるとき	$\text{損害の額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%}$ (共済金額を限度とします。)

3 加入者が故意又は重大な過失によって第36条(損害防止義務)第1項及び第2項の規定による義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減することのできたと認められる額を差し引いて得た額を損害の額とみなします。
 4 損害共済金の算出の基礎となる共済価額及び損害の額は損害が発生した場所及び時における価額によるものとこの組合が決定します。
 (残存物取片付け費用共済金の支払額)
 第11条 この組合は、第3条(損害共済金を支払う場合)の損害共済金の費用共済金として支払います。
 2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき残存物取片付け費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。
 (地震火災費用共済金の支払額)
 第12条 この組合は、1回の事故につき、1建物ごとに共済金額(共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額に相当する金額)の5%に相当する額を地震火災費用共済金として支払います。
 2 72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の事故とみなします。
 (特別費用共済金の支払額)
 第13条 この組合は、共済金額(共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額に相当する金額)の10%に相当する額を特別費用共済金とし

て支払います。ただし、1回の共済事故につき、1建物ごとに2,000万円を限度とします。

2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき特別費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。

(損害防止費用共済金の支払額)
 第14条 この組合は、損害防止費用共済金として、次の算式(共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額に相当する金額とします。)によって算出した額を支払います。ただし、損害防止軽減費用の額を限度とします。

$$\text{損害防止費用共済金の額} = \text{損害防止軽減費用の額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%}$$

2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき損害防止費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。
 (失火見舞費用共済金の支払額)

第15条 この組合は、失火見舞費用共済金として、第8条(失火見舞費用共済金を支払う場合)の相害が発生した世帯又は法人(以下「被災世帯」といい、被災世帯の数に1被災世帯あたりの支払額(50万円)を乗じて得た額を支払います。ただし、1回の事故につき、共済金額(共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額とします。)の20%に相当する額を限度とします。
 2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき失火見舞費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。
 (水道管凍結修理費用共済金の支払額)

第16条 この組合は、水道管凍結修理費用の額を水道管凍結修理費用共済金として支払います。ただし、1共済事故ごとに、10万円を限度とします。
 2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき水道管凍結修理費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払

います。
 (他の保険契約等がある場合の共済金の支払額)
 第17条 共済目的について第3条(損害共済金を支払う場合)の損害又は第4条(残存物取片付け費用共済金を支払う場合)から第9条(水道管凍結修理費用共済金を支払う場合)までの費用に対して保険金又は共済金を支払うべき他の保険契約又は共済契約若しくは共済関係(以下「重複契約関係」といい、重複契約関係がある場合であっても、第10条(損害共済金の支払額)から第16条(水道管凍結修理費用共済金の支払額)までの規定により算出した共済金を支払います。

- 知事項について、書面をもって更正をこの組合に申し出て、この組合がこれを承認した場合、書面による通知を要する。
- (4) この組合が解除の原因を知った時(正当な理由によつて解除の通知がなされた時)から1カ月を経過した場合、第27条(共済関係の解除の効力)の規定にかかわらず、共済金を支払いません。もし、既に共済金を支払つていて、この組合は、その共済金の返還を請求することとができます。ただし、解除の原因となつた事実に基づかずに発生した損害については、この組合は、共済金を支払いません。
- 4 書面による通知を要する
- (通知義務)
- 第22条 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、加入者はその事実の発生がその責めに帰すべき事由によるものであることを認め、その旨をこの組合に通知し、これにより共済関係の解除が生じるときは、その承認を受けなければならない。ただし、その事実がなくなつた場合は、組合への通知は必要ありません。
- (1) 共済目的の譲渡すること
- (2) 共済目的の担保すること
- (3) 共済目的の譲渡すること
- (4) 共済目的が第3条(損害共済金)又は第9条(水道管凍結修理費用共済金)を支払う場合(損害共済金)又は第9条(水道管凍結修理費用共済金)を支払う場合(水道管凍結修理費用共済金)を支払うこと
- (5) 共済目的である建物に改築し、増築し、若しくはその構造を変更し、又は引き続き15日以上にわたつて修繕すること
- (6) 共済目的である建物を引き続き30日以上にわたつて空家又は無人とする
- (7) 共済目的を他の場所に移転すること。ただし、第3条(損害共済金)を支払う場合(損害共済金)又は第5条(地震火災費用共済金)の事故を避けるために他に搬出した場合の5日間については、この限りではありません。
- (8) 共済目的の用途を変更すること

- (9) 共済目的について危険が著しく増加すること
- (10) 前9号のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したこと
- 2 加入者がその発生を知つた時からこの組合が通知を受けたまでの間に発生した損害(ただし、前項第3号、第5号、第6号、第8号又は第9号の事実が発生したときは、その事実の発生による増加した危険によつて発生した損害に限ります。)については、共済金を支払いません。ただし、前項第5号、第8号又は第9号の事実が発生したときにおいて、変更後の共済掛金率等が変更前の共済掛金率等より高くなつたときは、この限りではあるが、当該規定に該当する場合は除きます。
- 3 この組合は、第1項の事実が発生した場合(前項ただし書の規定に該当する場合を除きます。)には、その事実を承認したときを除き、共済関係を解除することとができます。
- 4 この組合が第1項の通知を受けた後7日以内にその事実の不承認の通知又は共済関係の解除をしなるときは、その事実を承認したものとみなします。
- 5 第3項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知を要する。
- (危険増加による解除)
- 第23条 案 この組合は、前条(通知義務)第1項各号の事実の発生により危険増加(填補する額)とされる損害の発生の可能性が高くなり、建物火災共済に係る共済掛金の額が、当該損害の発生の可能性を計算の基礎として算出される共済掛金の額に不足する状況が認められます。この組合は、前項の通知がなかつた場合は、共済関係を解除することとができます。ただし、同項の通知がなされた場合は、既にかつて共済金を支払つていないときは、この組合は、請求することとができます。
- 2 前項に基づきこの組合の解除権は、この組合が前項の解除の原因を知つた日から11カ月経過したとき(前項の解除がなされた場合)において、この組合は第27条(共済関係の解除の効力)の規定にかかわらず、解除となる事実が発生した時から解除される時まで(発生した損害に基づいて)は、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払つていないときは、この組合は、その共済金の返還を請求することとができます。
- 4 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知を要する。
- (重大事由による解除)
- 第24条 案 この組合は、次のいれに該当する場合に、共済関係を解除することとができます。

9	85.0
10	90.0
11	95.0

(注) 既経過期間の月数は、共済責任の開始の日から起算して翌月の
 応当日までを1月と計算し、30日未満の端数があるときは、こ
 れを切り上げて1月とする。

3 第22条(通知義務)第3項の規定により、この組合が共済関係を解除した
 場合は、前項の規定にかかわらず、共済掛金のうち未経過期間に対して次の表に
 より計算した金額を返還します。
 4 第22条(共済目的の調査拒否)第3項、第23条(危険増加による解除)第1項及び
 が解除された場合において、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由に
 よる場合は、払込みを受け取った共済掛金を差し引いた残額を返還します。
 5 第22条(共済目的の調査拒否)第3項、第23条(危険増加による解除)第1項及び
 が解除されたときは、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもつて計算した
 金額を返還します。

(共済掛金の返還—先効の場合)
 第33条 第28条(共済関係の失効)の規定により共済関係が失効した場合
 において、その失効の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、
 この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもつて計算した金額を
 返還します。

(共済掛金の返還—超過による共済金額の減額の場合)
 第34条 この組合は、第29条(超過共済による共済金額の減額)第1項に
 より共済関係が取り消された場合は、共済関係の成立の時に遡って、取り消さ
 れた部分に対応する共済掛金を返還します。

2 この組合は、第29条(超過共済による共済金額の減額)第2項により、

共済金額の減額を行う場合は、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもつ
 て計算した金額を返還します。

第8章 損害の発生

(損害発生の場合の手続)

35 条 加入者は、共済目的について共済金の支払を受けるべき損害がある
 と認められた場合は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければなりません。
 2 共済目的について第3条(損害共済金を支払う場合)又は第5条(地震火災
 費用共済金を支払う場合)の損害が発生した場合は、この組合は、その共済目
 的について必要な事項を調査することがあります。
 3 加入者は、この組合が第1項の損害に因りて要求した書類を作成し、損害の
 発生を通知した日から30日以内この組合に提出しなければなりません。通知
 4 加入者が正当な理由がないのに第2項の調査を妨害し、第3項の書類に不
 実の記載をし、又はその者の住所の書類を偽造若しくは変更した場合は、共
 済証券記載の加入者に対することとさせていただきます。
 (損害防止義務)

36 条 加入者は、共済目的について通常すべき管理その他の損害防止を怠
 る場合は、第3条(損害共済金を支払う場合)の事故若しくは第5条(地震
 費用共済金を支払う場合)の事故及び第9条(水道管破裂修理費用共済金
 を支払う場合)の事故が発生した場合は、その原因が発生した場合、損害の
 防止又は軽減に努めなければならないものとします。

37 条 この組合は、共済目的の全部が滅失した場合において、加入者がそ
 の共済目的について有する権利を取得しませんでした。ただし、この組合がこれを取
 得する意思を表示して要求した場合は、前項の規定によりこの組合が取得し
 た権利の保全をこの組合が負担し、当該費用は、この組合が負担し
 ます。

38 条 この組合は、共済目的の全部が滅失した場合において、加入者がそ
 の共済目的について有する権利を取得しませんでした。ただし、この組合がこれを取
 得する意思を表示して要求した場合は、前項の規定によりこの組合が取得し
 た権利の保全をこの組合が負担し、当該費用は、この組合が負担し
 ます。

(評個人及び審判人)
 第 38 条 共済金額又は損害の額について、この組合と加入者又は共済金を受
 け取るべき者との間に争いが生じた場合は、その争いは他の問題と分離して、
 これを当事者双方が書面をもって選定した各 1 名ずつの評個人に判断に任せる
 ものとすると、評個人の間で意見が一致しないときは、評個人双方が選定した 1 名
 の無判人の裁定に任せなければなりません。

2. 前項の判断又は裁定に要する費用及び評個人又は審判人に対する報酬は、当事
 者双方がこれを負担するものとし、その負担の割合は前項の判断又は裁定にお
 いて定められます。

(第三者に対する権利の取得)

第 39 条 第 3 条 (損害共済金を支払う場合) の損害が第三者の行為によつて
 発生した場合において、この組合が共済金を支払ったときは、この組合は、加入
 者がその損害につき第三者に対して有する権利 (以下この条において「加入
 者債権」といいます。) について、次の各号の額を限度に組合が加入者に代わ
 り取得するものとします。

- (1) 組合が損害の額を非済金として支払った場合は、加入者債権の全額
- (2) 前号以外の場合は、加入者債権の額から、共済金が支払われていない
 損害の額を差し引いた額

2. 前項第 2 号の場合において、組合が加入者に代わり取得せず加入者が引き
 継ぎ有する債権は、組合が加入者に代わり取得する当該債権よりも優先して弁
 済されるものとします。

3. 第 37 条 (残存物) 第 2 項の規定は、第 1 項の規定により代位権を取得した
 場合において準用します。

(共済金の支払時期)
 第 40 条 この組合は、加入者が第 35 条 (損害発生の場合の手続) の手続を
 し、組合が要求した共済金の請求に必要な書類が到達した日の翌日から 30 日
 以内に、次の事項の確認をした上で、共済金を支払います。

確認事項	詳細
①共済金の支払事由発生の有無の確認が 必要な場合	事故の原因、事故発生状況、損害又は 傷害発生の有無及び加入者、共済目的の 所有者又は被害者に該当する事実

②共済金が支払われ ない事由の有無の 確認が 必要な場合	約款に規定する共済金が支払われ ない事由の有無	日数
③共済金を算出する ための事実の確認が 必要な場合	損害の額、傷害の程度、事故と損害又は 傷害との関係、治療の経過及び内容	180日
④共済関係の効力の 有無の確認が 必要な 場合	約款に規定する解除又は取消しの事由に 該当する事実の有無	180日
⑤①から④までのほか、 組合が支払う べき共済金の額を 確定させるための 事実の確認が 必要な場合	重複契約関係の有無及び内容、損害につ いて加入者が有する損害賠償請求権その 他の債権及び既に取得したものの有無及 び内容等	90日
(注) 傷害等に係る規定については、臨時費用担保特約付帯の契約に限る。		
2. 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会又は調査が必要な場合には、 前項の規定にかかわらず、この組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到 達した日の翌日から次に掲げる日数 (照会又は調査の内容が複数ある場合は、 そのうち最長の日数とします。) が経過する日までに、共済金を支払います。		
特別な照会又は調査の内容		
第 1 項の表中①から⑤までの事項を確認するための弁護士法 (昭和 24 年法律第 205 号) その他の法令に基づく照会		180日
第 1 項の表中①から④までの事項を確認するための警察、検察、消 防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会		180日
第 1 項の表中①から④までの事項を確認するための医療機関、検査 機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会		90日
第 1 項の表中③の事項のうち、後遺障害の内容及びその程度を確認 するための医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関に よる審査等の結果の照会		120日
災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) が適用された被災地域に おける第 1 項の表中①から⑤までの事項の確認のための調査		60日

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によつて被害想定が報告された首都圏直下地震、東海地震、東南海・南海地震又はこれと同規模以上の被害が発生するものと見込まれる地震等による被害の被災地域における第1項の表①から⑤までの事項の確認のための調査(地震火災費用共済金)についての調査に限ります。	365日
---	------

(注) 被害等に係る規定については、臨時費用担保特約付帯の契約に限る。

- (共済金支払後の共済関係)
- 第41条 第3条(損害共済金を支払う場合)の事故による共済目的の損害割合が80%以上となったときは、共済関係は、その損害の発生したときに消滅します。
- 2 前項の場合を除き、この組合が共済金を支払った場合においても、この共済関係の共済金額は、減額することはありません。
- 3 各々別項の規定を適用します。

第9章 その他

(共済関係の継続)

第42条 共済責任期間の満了に際し、共済責任期間の更新をしようとする場合は、加入者において、建物共済加入申込書に記載した事項に変更があったときは、加入者は書面をもつてこれをこの組合に告げなければなりません。この場合の告知については第20条(告知義務)の規定を適用します。

2 前項の規定により共済関係を継続した場合には、新たに共済証券を交付します。

(共済関係の承継)

第43条 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があつた場合においては、譲受人又は相続人その他の包括承継人が、この組合の承認を受けて、共済関係に関し譲渡人又は被相続人その他の被包括承継人の有する権利義務を承継することになります。

2 前項の規定による承認を受けようとする譲受人又は相続人その他の包括承継人は、その譲受又は相続の日から14日以内に書面をもつて、この組合に承認の申請をしなければなりません。

3 第1項の規定による権利義務の承継は、その承諾の時(共済目的の譲受けの前に承諾があつた場合は、譲受けの時)からその効力を生じます。

(他人の所有する物を建物共済に付した場合)

第44条 他人が所有する物を管理する者は、その支払うことがあるべき損害

賠償のためにその物を建物共済に付すことができず、共済目的の損害について

2 前項の場合、共済目的の所有者は、自己の所有する共済目的の損害については、加入者に優先して直接この組合に共済金の支払を請求することができます。

3 加入者は、前項の損害に対して共済目的の所有者に損害賠償を行った額又は共済目的の所有者が承諾した額を限度に、この組合に対して共済金の支払を請求することができます。

4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、この組合は、共済目的のうち加入者が所有する共済目的の損害については、加入者に共済金を支払います。

(約款の変更を行う場合の対応)

第45条 この組合は、この約款を変更するときは、変更する旨及び変更点並びにその効力の発生時期を農業共済団体の事務所に備え置き一般の閲覧に供するか、インターネットのホームページへ公表するほか、広報紙等に掲載することにより、加入者及び加入資格者に対し周知するものとします。

(準拠法)

第46条 この約款に規定のない事項については、農業保険法(昭和22年法律第185号)、同法施行令(平成29年政令第63号)、同法施行規則(平成29年農林水産省令第63号)、任意共済損害認定準則(平成30年3月28日農林水産省告示第659号)並びにこの組合の定款及び事業規程によりします。

別表 第17条第1項の共済金の種類別の支払限度額

共済金の種類	支払限度額
1 第3条(損害共済金を支払う場合)の損害共済金	損害の額(他の重複契約関係に損害の額を算出する基準がこの共済関係と異なるものがあるときは、それぞれ最も高い損害の額のうち最も高い損害の額)
2 第4条(残存物取片付け費用共済金を支払う場合)の残存物取片付け費用共済金	残存物取片付け費用の額
3 第5条(地震火災費用共済金を支払う場合)の地震火災費用共済金	1回の事故につき、1建物ごとに共済価額に5%(他の重複契約関係に、支払割合が5%を超えるものがあるときは、これらの支払割合のうち最も高い割合)を乗じて得た額

4 第6条 (特別費用共済金を支払う場合)の特別費用共済金	1回の事故につき、1建物ごとに200万円(他の重複契約関係には、限度額が200万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)
5 第7条 (損害防止費用共済金を支払う場合)の損害防止費用共済金	損害防止経費費用の額
6 第8条 (失火見舞費用共済金を支払う場合)の失火見舞費用共済金	1回の事故につき20万円(他の重複契約関係に、1被災世帯当たりの支払額が20万円を超えるものがあるときは、その支払額のうち最も高い額)に被災世帯の数を乗じて得た額
7 第9条 (水道管凍結修理費用共済金を支払う場合)の水道管凍結修理費用共済金	水道管凍結修理費用の額

附則 この約款は、令和2年4月1日から施行します。

2. 建物総合共済約款

第1章 共済目的の範囲及び共済責任期間

- (共済目的の範囲)
- 第1条 共済目的は、加入者の所有又は管理する建物(建物の基礎工事部分、壁、建具その他の従物及び電気・ガス・水道・暖房・冷房設備その他これらに準ずる建物の附属設備を含みます。)とします。
- 2 次に掲げる物は、建物共済加入申込書に共済目的とする旨を記載していないときは、共済目的には含まれません。
- (1) 建物に付属している家具類又は農機具等の他の工作物
- (2) 建物に収容されている家具類又は農機具等
- 3 前項の規定により、家具類又は農機具を共済目的とした場合において、加入者(この組合と同一建物共済関係の存する者をいいます。以下同様とします。)と同一世帯に属する親族が所有又は管理する家具類又は農機具は、建物共済加入申込書に共済目的から除外する旨を記載していないときは、共済目的に含まれません。
- 4 次に掲げる物は、前3項の規定にかかわらず、共済目的に含まれません。

- (1) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に規定する自動車(農機具を除きます。)
- (2) 通貨、有価証券、預貯金証書又は貯金証書をいい、通帳及び現金自動預け払い、支払機用カードを含みます。)
- (3) 貴金属、宝玉石及び宝石、書画、骨とう品、彫刻物その他美術品で1個又は1組の価額が3.0万円を超える物
- (4) 簿本、設計書、図案、ひな型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- (5) 動物、植物等の生物
- (6) 船舶(ヨット、モーターボート及びボートを含みます。)
- (7) 記録されているデータその他のこれらに類するもの
- (8) 船舶(ヨット、モーターボート及びボートを含みます。)
- (9) 船舶(ヨット、モーターボート及びボートを含みます。)
- (共済責任期間)
- 第2条 共済責任期間は、1年(建物共済加入申込書において共済責任期間を1年未満としている場合はその期間)とし、加入者がこの組合に共済掛金等(共済掛金及び事務費賦課金をいいます。以下同様とします。)を払い込んだ日(第4項の共済証券にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されている場合はその日)の午後4時から始まり、末日の午後4時に終わります。
- 2 前項の規定にかかわらず、加入者が建物共済加入申込書に記載された共済責任期間の開始日以降に共済掛金を払い込んだ場合は、払い込んだ日の午後4時から始まり、この組合は、共済掛金等の払込み前に発生した事故による損害又はその事故の発生に伴い生じた費用に対しては、共済金(損害共済金、残存物取片付け費用共済金、特別費用共済金、損害防止費用共済金、失火見舞費用共済金及び水道管凍結修理費用共済金をいいます。以下同様とします。)を支払いません。
- 4 この組合は、加入者に共済証券を交付します。

第2章 共済金を支払う場合

- 第3条 この組合は、この約款に従い、次に掲げる事故によって共済目的

生じた共済価額（事故が発生した場所及び時ににおける共済目的の価額をいいます。以下同様とします。）の減少（以下「損害」といいます。損害には消防又は避難に必要な処置によって共済目的に生じた共済価額の減少を含みます。以下同様とします。）に対して損害共済金を支払います。

- (1) 火災
- (2) 落雷
- (3) 破裂又は爆発（気体又は蒸気の急激な膨張を伴う破壊又はその現象をいいます。以下同様とします。）
- (4) 建物からの物体（雨、雪、ひょう、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類するものは除きます。）の落下、飛米、衝突、接触又は倒壊。ただし、次項の事故による損害は除きます。
- (5) 建物内部での車両又はその積載物の衝突又は接触。ただし、次項の事故による損害は除きます。
- (6) 給排水設備（スプリンクラー設備及び装置を含みます。）に発生した事故及び加入者以外の者が占有する戸室で発生した事故に伴う漏水、放水又は出水による水ぬれ。ただし、第2項の事故による損害は除きます。
- (7) 盗難（強盗、窃盗又はこれら未遂をいいます。以下同様とします。）
- (8) 騒乱及びこれに類似的集団行動に伴う暴力行為又は破壊行為

2. この組合は、この約款に従い、自然災害（台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、なが雨、高潮等の風水害、降雪、雪崩れ等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地震、噴火及び津波その他これらに類する自然現象をいいます。以下同様とします。）によって共済目的に生じた共済価額の減少（防災又は避難に必要な処置によって共済目的に生じた共済価額の減少を含みます。以下同様とします。）に対して、損害共済金を支払います。

3. 前項の地震及び噴火並びにこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）による損害には、次のものを含みます。
(1) 地震等によって生じた火災、破裂又は爆発による損害
(2) 火災、破裂又は爆発が地震等によって延焼又は拡大して発生した損害
(3) 地震等によって生じた火災、破裂又は爆発が延焼又は拡大して発生した損害
(残存物取片付け費用共済金を支払う場合)

4. 前条（損害共済金を支払う場合）の損害（地震等による損害を除きます。）を受けた共済目的の残存物の取壊し費用（取片付け清掃費用及び搬出費用（以下「残存物取片付け費用」といいます。））に対して、残存物取片付け費用共済金を支払います。

(特別費用共済金を支払う場合)
第5. 条 この組合は、この約款に従い、第3. 条（損害共済金を支払う場合）の損害（地震等による損害を除きます。）を受けた場合に、それぞれの事故によって共済目的の損害割合（共済価額に対する損害の額の割合をいいます。以下同様とします。）が80%以上となつたために特別に要する費用に対して、特別費用共済金を支払います。

(損害防止費用共済金を支払う場合)
第6. 条 この組合は、この約款に従い、非済目的について加入者が第3. 4. 条（損害防止義務）第2. 項の規定により第3. 条（損害共済金を支払う場合）の損害の防止又は軽減のために必要な費用（以下「損害防止軽減費用」といいます。）を負担した場合において、次の各号に掲げる費用（その費用に係る物の損害に於いて、第3. 条（損害共済金を支払う場合）の損害として填補される部分を除きます。）に対して、損害防止費用共済金を支払います。

- (1) 消火活動のために費消した消火薬剤等（水を含みます。）の再取得費用
- (2) 消火活動に使用したことにより損傷した物（消火活動に従事した者の着用物を含みます。）の修理費用又は再取得費用
- (3) 消火活動のために緊急に投入された人員又は器材にかかわる費用（人身事故に因する費用、損害賠償に要する費用又は謝礼に属するものを除きます。）

(失火見舞費用共済金を支払う場合)
第7. 条 この組合は、この約款に従い、非済目的から発生した火災、破裂又は爆発によって第三者（他人が所有する物を建物共済に付する加入者を含み、その物の所有者と生計を共にする同居の親族を除きます。以下この条において同様とします。）が所有する物（その物が動産であるときは、その所有者によって現に占有されている物で、その物が占有する構内にあるものに限りません。）について滅失、き損又は汚損が発生した場合に、それによって生じる見舞金等の費用に対して、失火見舞費用共済金を支払います。ただし、次の各号の場合を除きます。
(水道管凍結修理費用共済金を支払う場合)

第8. 条 この組合は、この約款に従い、共済目的である建物の専用水道管の凍結により生じた破損（第3. 条6. 号による損害に伴います。）に付して、水道管パッキン（以下「水道管凍結修理費用」といいます。）に対して、水道管凍結修理費用共済金を支払います。ただし、区分所有建物の専用部分を共済の対象とする場合は、共用部分の専用水道管について、区分所有建物の共用部分を共

済の対象とする場合は、専有部分の専用水道管について水道管凍結修理費用共済金を支払いません。

- (1) 共済目的から発生した火災、破裂又は爆発の場合であっても、共済目的の所有者以外の者が占有する部分（区分所有建物の共有部分を含みます。）の所有者が占有する部分（区分所有建物の共有部分）から発生した火災、破裂又は爆発である場合
 (2) 第三者が所有する物に発生した滅失、き損又は汚損の場合であっても、損損害又は臭気付着による損害である場合

第3章 共済金の支払額

(損害共済金の支払額)
 第9条 この組合が損害共済金を支払うべき損害の額は、共済価額によって定められます。
 2 この組合が支払う損害共済金の額は、次の表の額（表中の共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額に相当する金額とします。）とします。
 (1) 第3条（損害共済金を支払う場合）第1項の損害が発生した場合

区分	損害共済金の額
共済金額が共済価額の80%以上であるとき	損害の額（共済金額を限度とします。）
共済金額が共済価額の80%未満であるとき	損害の額 × $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%}$ （共済金額を限度とします。）

(2) 第3条（損害共済金を支払う場合）第2項の自然災害から地震等による災害を除いた災害によって損害が発生した場合

区分	損害共済金の額
損害の額が共済価額の80%以上であるとき	損害の額 × $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$
損害の額が共済価額の80%未満であるとき	損害の額 - $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額} \times 5\%}$ に相当する額又は10,000円のいずれか低い額

(3) 第3条（損害共済金を支払う場合）第2項の地震等によって損害が発生した場合

損害共済金の額
損害の額 × $\frac{\text{共済金額} \times 0.5}{\text{共済価額}}$

損害の額は、建物に係る損害（建物の損害割合が5%以上となった場合に限ります。）の額と家具類及び農機具に係る損害（家具類及び農機具の損害割合が70%以上となった場合又は家具類及び農機具を収容する建物の損害割合が70%以上となった場合に限ります。）の額の合計額とします。

3 加入者が故意又は重大な過失によって第34条（損害防止義務）第1項及び第2項の規定を怠つた場合は、損害の額から防止又は軽減することのできたと認められる額を差し引いて得た額を損害の額とみなします。

4 損害共済金の算出の基礎となる共済価額及び損害の額は損害が発生した場所及び時における価額によるものとし、この組合が決定します。
 (残存物取片付け費用共済金の支払額)

第10条 この組合は、第3条（損害共済金を支払う場合）の損害共済金の10%に相当する額を限度として残存物取片付け費用の額を残存物取片付け費用共済金として支払います。

2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき残存物取片付け費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。
 (特別費用共済金の支払額)

第11条 この組合は、共済金額（共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額に相当する金額とします。）の10%に相当する額を特別費用共済金として支払います。ただし、1回の共済事故につき、1建物ごとに200万円を限度とします。

2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき特別費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。
 (損害防止費用共済金の支払額)

第12条 この組合は、損害防止費用共済金として、次の算式（共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額に相当する金額とします。）によって算出した額を支払います。ただし、損害防止軽減費用の額を限度とします。

$$\text{損害防止費用共済金の額} = \frac{\text{損害防止軽減費用の額} \times \text{共済金額}}{\text{共済価額} \times 80\%}$$

2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき損害防
止費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときは、支払います。
(失火見舞費用共済金の支払額)

第 13 条 この組合は、失火見舞費用共済金として、第 7 条（失火見舞費用共
済金を支払う場合）の損害が生じた世帯又は法人（以下「被災世帯」とい
います。）の数の 1 被災世帯あたりの支払額（50 万円）を乗じて得た額を支払
います。ただし、1 回の事故につき、共済金額（共済金額が共済額を超える
ときは、共済額とします。）の 20% に相当する額を限度とします。

2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき失火見舞
費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときは、支払います。
(水道管凍結修理費用共済金の支払額)

第 14 条 この組合は、水道管凍結修理費用の額を水道管凍結修理費用共済金とし
て支払います。ただし、1 共済事故ごとに、10 万円を限度とします。

2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき水道管凍結修
理費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときは、支払います。
(他の保険契約等がある場合の共済金の支払額)

第 15 条 共済目的について第 3 条（損害共済金を支払う場合）の損害又は第 4 条（損
害共済金を支払う場合）から第 8 条（水道管凍結修理費用共
済金を支払う場合）までの費用共済金を支払う場合、第 8 条（水道管凍結修理費用共
済金を支払う場合）から第 9 条（損害共済金の支払額）から第 14 条（水道管凍結修
理費用共済金の支払額）までの費用共済金の支払額が、共済金額を超えるときは、
前項の規定により支払うべき共済金額を算出した共済金額を支払います。

2 前項の規定により支払うべき共済金額を算出した共済金額と重複契約関
係により既に支払われたた保険金額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、この
組合の支払う共済金の額は、当該支払責任額を差し引いた額とします。ただし、重複契約
関係がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

3 前 2 項の場合において、損害が 2 種類以上の共済事故によって発生したとき
は、同種の共済事故による損害ごとにこれら 2 種類の規定を適用します。

第 4 章 共済金を支払わない場合

(共済金を支払わない損害)

第 16 条 この組合は、次に掲げる損害に対しては、共済金を支払いません。
(1) 加入者又はその者の法定代理人（加入者が法人であるときは、その理

事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関。以下この条において
同様とします。）の故意又は重大な過失によって発生した損害。ただし、
第 4 条（他人の所有する物を建物共済に付したときは、加入者又はその者の
法定代理人の故意による発生した損害）の規定による発生した損害を除きます。

(2) 加入者又はその者の親族が加入者によって発生した損害（そ
の親族が加入者に共済金を取得させようとする目的がなかつた場合を除きます。）

(3) 加入者又はその者の親族が加入者によって発生した損害（そ
の親族が加入者に共済金を取得させようとする目的がなかつた場合を除きます。）

(4) 加入者又はその者の親族が加入者によって発生した損害（そ
の親族が加入者に共済金を取得させようとする目的がなかつた場合を除きます。）

(5) 加入者又はその者の親族が加入者によって発生した損害（そ
の親族が加入者に共済金を取得させようとする目的がなかつた場合を除きます。）

(6) 加入者又はその者の親族が加入者によって発生した損害（そ
の親族が加入者に共済金を取得させようとする目的がなかつた場合を除きます。）

(7) 加入者又はその者の親族が加入者によって発生した損害（そ
の親族が加入者に共済金を取得させようとする目的がなかつた場合を除きます。）

(8) 加入者又はその者の親族が加入者によって発生した損害（そ
の親族が加入者に共済金を取得させようとする目的がなかつた場合を除きます。）

(9) 加入者又はその者の親族が加入者によって発生した損害（そ
の親族が加入者に共済金を取得させようとする目的がなかつた場合を除きます。）

(10) 加入者又はその者の親族が加入者によって発生した損害（そ
の親族が加入者に共済金を取得させようとする目的がなかつた場合を除きます。）

(11) 加入者又はその者の親族が加入者によって発生した損害（そ
の親族が加入者に共済金を取得させようとする目的がなかつた場合を除きます。）

(12) 加入者又はその者の親族が加入者によって発生した損害（そ
の親族が加入者に共済金を取得させようとする目的がなかつた場合を除きます。）

増加（填補するることとされたる損害の発生の可能性が高くなり、建物総合共済に係る共済掛金の額が、当該損害の発生の可能性を計算の基礎として算出される共済掛金の額に不足する状況をいいます。）が生じたときに、同項の通知がなかつた場合は共済関係の解除を請求することができます。ただし、同項ただし書の場合同項に基づきこの組合の解除権は、将来に向かつてのみ、その効力を生じます。

第 22 条 前項に基づきこの組合の解除権は、将来に向かつてのみ、その効力を生じます。

第 23 条 前項の解除が損害発生の際に行われた場合において、この組合は第 25 条（共済関係の効力）の規定にかかわらず、解除となる事実が発生した時から、同項の通知がなされた時までに発生した損害については、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていったときは、この組合はその共済金の返還を請求することとすることができます。

第 24 条 前項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

第 25 条 この組合は、次のいずれかに該当する場合には、共済関係を解除することとすることができます。

(1) 加入者（共済目的の所有者を含みます。以下この条において同様とします。）が、この組合にこの共済関係に基づく共済金を支払わせたことを目的として損害を発生させ、又は発生させようとした場合

(2) 加入者が、この共済関係に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、又は行おうとした場合

(3) 前 2 号のほか、この組合の加入者に対する借額を損ない、この共済関係の存続を困難とする重大な事由がある場合

2 前項による解除が損害が発生した後に行われた場合において、この組合は第 25 条（共済関係の効力）の規定にかかわらず、前項第 1 号から第 3 号までの事由が発生した時から解除された時までに発生した損害については、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていったときは、この組合は、その共済金の返還を請求することとすることができます。

3 前項による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

(共済目的の調査)

第 23 条 この組合は、いつても、共済目的のある土地又は建物若しくは工作物に立ち入り、共済目的について必要な事項を調査することができます。

(共済目的の調査拒否による解除)

第 24 条 加入者が相当な理由がないのに、前条（共済目的の調査）の調査を拒んだ場合には、この組合は、共済関係を解除することとすることができます。

2 前項に基づきこの組合の解除権は、前項の拒否の事実があった日から 1 カ月以内に行使しないときは消滅します。

3 第 1 項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

(共済関係の効力)

第 25 条 共済関係の解除は、将来に向かつてのみ、その効力を生じます。

(共済関係の失効)

第 26 条 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、共済関係は、その事実が発生した時からその効力を失います。

(1) 共済目的が第 3 条（損害共済金を支払う場合）の事故以外の原因によって滅失したこと

(2) 共済目的が第 16 条（共済金を支払わない損害）の事故によって滅失したこと

(3) 共済目的が解体されたこと

2 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があつた場合は、第 41 条（共済関係の承継）第 1 項の規定により共済関係を承継したときを除き、その共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があつた時からその効力を失います。

(超過共済による共済金額の減額)

第 27 条 建物共済の共済関係の成立時において、共済金額が共済価額を超えていたことに基づき加入者が善意でかつ重大な過失がなかつたときは、加入者は、その超過部分について、当該共済関係を取り消すことができず、

2 建物共済に係る共済責任期間の開始後に共済価額が著しく減少したときは加入者は、組合に対し、将来に向かつて、共済金額の減額を請求することができます。

(危険の減少の場合)

第 28 条 共済関係の成立後に、当該共済関係により填補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少した場合は、加入者は、組合に対し、将来に向かつて、共済掛金について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することとすることができます。

2 前項の規定により、共済掛金の減額を行う場合には、この組合は共済掛金の

8	80.0
9	85.0
10	90.0
11	95.0

(注) 既経過期間の月数は、共済責任の開始の日から起算して翌月の
 応当日までを1月と計算し、30日未満の端数があるときは、こ
 れを切り上げて1月とする。

- 3 第20条(通知義務)第3項の規定により、この組合が共済関係を除した
 場合は、前項の規定にかかわらず、加入者の発生が加入者の責めに帰すべき事由により、この組合が共済関係を除した金額を返還し、共済掛金のうち未経過期間に
 4 第24条(共済目的)第3項、第21条(危険増加による解除)第1項及び
 が解除された場合において、その共済掛金から既経過期間に帰すべき事由により、この組合が共済関係を除した金額を返還し、共済掛金のうち未経過期間に
 5 第24条(共済目的)第3項、第21条(危険増加による解除)第1項及び
 が解除された場合において、その共済掛金から既経過期間に帰すべき事由により、この組合が共済関係を除した金額を返還し、共済掛金のうち未経過期間に

(共済掛金の返還—失効の場合)
 第31条 第26条(共済関係の失効)の規定により共済関係が失効した場合
 において、その失効の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらな
 返還し、共済掛金のうち未経過期間に帰すべき事由によらな
 返還し、共済掛金のうち未経過期間に帰すべき事由によらな

(共済掛金の返還—超過による共済金額の減額の場合)
 第32条 この組合は、第27条(超過共済による共済金額の減額)第1項に
 より共済関係が取り消された場合は、共済関係の成立の時に遡って、取
 り消された部分に対応する共済掛金を返還します。

- 2 この組合は、第27条(超過共済による共済金額の減額)第2項により、共
 済金額の減額を行う場合は、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをも
 て計算した金額を返還します。

第8章 損害の発生

(損害発生の場合の手続)

- 第33条 加入者は、共済目的について共済金の支払を受けるべき損害がある
 と認められた場合は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければなりません。
 2 共済目的について第3条(損害共済金を支払う場合)の損害が発生した場
 合は、この組合は、その共済目的について必要な事項を調査することができます。
 3 加入者が第1項の損害に關して要求した書類を作成し、損害の
 発生を通知した日から30日以内にこの組合に提出しなければなりません。
 4 加入者が第1項の通知を怠り、故意若しくは重大な過失により不実の通知
 をし、正当な理由がないのに第2項の調査を妨害し、第3項の書類に故意に不
 実の記載をし、又はその書類を偽造若しくは変造した場合は、この組合は、共
 済証券記載の加入者に対することとさせていただきます。

(損害防止義務)
 第34条 加入者は、共済目的について通滞すべき管理その他の損害防止を怠
 るときは、第3条(損害共済金を支払う場合)の事故又は第8条(水道管破
 結修理費用)の事故が発生した場合又はその原因が発生し
 た場合は、損害の防止に努めなければならない。この場合、当該指示によ
 るべき費用は、加入者が負担する。この場合、当該指示による必要な
 処置は、加入者が負担する。この場合、加入者が負担する。

- 第35条 この組合は、共済目的の全部が滅失した場合において、加入者がそ
 の共済目的の権利を取得し、この組合は、この限りではありませ
 得する旨の意思表示をして共済金を支払った場合は、この組合は、この
 2 加入者は、この組合が要求した必要な証拠書類の提供その他の行為をしな
 ばならない。この場合は、当該要求による必要な費用は、加入者が負担
 した費用は、この組合が負担する。

(評個人及び審判人)

第 36 条 共済額又は損害の額について、この組合と加入者又は共済金を受
 け取るべき者との間に争いが生じた場合は、その争いは他の問題と分離して、
 これを当事者双方が書面をもって選定した各 1 名ずつの評判人の判断に任せる
 ものととし、評判人の間で意見が一致しないときは、評判人双方が選定した 1 名
 の審判人の裁定に任せなければならない。

第 37 条 前項の判断又は裁定に要する費用及び評判人又は審判人に対する報酬は、当
 事者双方がこれを負担するものとし、その負担の割合は前項の判断又は裁定に
 おいて定めらる。

第 38 条 第三者に対する権利の取得
 第 39 条 第 3 条（損害共済金を支払う場合）の損害が第三者の行為によつて
 発生した場合において、この組合が共済金を支払ったときは、この組合は、加
 入者またはその損害につき第三者に対して有する権利（以下この条において「加入
 者債権」といいます。）について、次の各号の額を限度に組合が加入者に代わ
 り取得するものとする。

- (1) 組合が損害の額を共済金として支払った場合は、加入者債権の全額
 - (2) 前項第 2 号の場合において、組合が加入者に代わり取得する当該債権より優先して弁
 済されるものとする。
- 第 35 条（残存物）第 2 項の規定は、第 1 項の規定により代位権を取得した
 （共済金の支払時期）
- 第 36 条 この組合は、加入者が第 33 条（損害発生の場合の手続）の手続を
 開始し、組合が要求した共済金の請求に必要な書類が到達した日の翌日から 30 日
 以内に、次の事項の確認をした上で、共済金を支払います。

確認事項	
詳細	
①共済金の支払事由発生の有無の確認が必要 な場合	事故の原因、事故発生状況、損害又は被害 発生の有無及び加入者、共済目的の所有者又は は被害者に該当する事実
②共済金が支払われないう事由の有無の確認が 必要な場合	約款に規定する共済金が支払われない事由に 該当する事実の有無

③共済金を算出するための事実の確認が必要 な場合	損害の額、被害の程度、事故と損害又は被害 との関係、治療の経過及び内容
④共済関係の効力の有無の確認が必要な場合	約款に規定する解除又は取消しの事由に該当す る事実の有無
⑤①から④までのほか、組合が支払うべき共 済金の額を確定させるための事実の確認が必 要な場合	重複契約関係の有無及び内容、損害について 加入者が有する損害賠償請求権その他の債権 及び既に取得したものの有無及び内容等

(注) 傷害等に係る規定については、臨時費用担保特約付帯の契約に限る。

2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会又は調査が必要な場合には、
 前項の規定にかかわらず、この組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到
 達した日の翌日から次に掲げる日数（照会又は調査の内容が複数ある場合は、
 そのうち最長の日数とします。）が経過する日までに、共済金を支払います。

特別な照会又は調査の内容	日数
第 1 項の表中①から⑤までの事項を確認するための弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）その他の法令に基づき照会	180 日
第 1 項の表中①から④までの事項を確認するための警察、検察、消防そ の他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180 日
第 1 項の表中①から④までの事項を確認するための医療機関、検査機関 その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90 日
第 1 項の表中③の事項のうち、後遺障害の内容及びその程度を確認する ための医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査 等の結果の照会	120 日
災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された被災地域におけ る第 1 項の表中①から⑤までの事項の確認のための調査	60 日

4 第6条 (損害防止費用共済金を支払う場合)の損害防止費用共済金	損害防止軽減費用の額
5 第7条 (失火見舞費用共済金を支払う場合)の失火見舞費用共済金	1 回の事故につき50万円 (他の重複契約関係に1被災世帯当たりの支払額が50万円を超えるものがあるときは、その支払額のうち最も高い額) に被災世帯の数を乗じて得た額
6 第8条 (水道管凍結修理費用共済金を支払う場合)の水道管凍結修理費用共済金	水道管凍結修理費用の額

附則 この約款は、令和2年4月1日から施行します。

3. 新価特約

新価特約条項

(この特約条項が適用される範囲)
 第1条 この特約条項は、建物火災共済約款第1条 (共済目的の範囲) 又は建物総合共済約款第1条 (共済目的の範囲) に掲げる共済目的であつて、その減価割合 (再取得価額を差し引いて得た額の再取得価額に對する割合) をいいます。以下同様とします。以下同様とします。

第2条 再取得価額は、共済目的の構造、質、用途、規模、型、能力のものに、再取得価額を再取得するに要する額をいいます。

(損害共済金を支払うべき損害の額)
 第2条 この特約により、この組合が損害共済金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地及び時に於けるこの特約に係る共済目的の再取得価額に於て定めらる。

(共済金額の減額及び新価特約の解除)
 第3条 この組合は、この特約に係る共済目的たる建物が、建物火災共済約款第3条 (損害共済金を支払う場合) 又は建物総合共済約款第3条 (損害共済金を支払う場合) 第1項若しくは第2項の事故以外の原因により損害が生じた場合において、その建物の減価割合が10.0分の5.0を超えた場合には、新価特約を解除するものとします。この場合において、新価特約を解除したた

関係の共済金額が共済価額を超えるときは、共済金額をその共済価額に相当する金額に減額するものとします。

2 この組合は、前項の規定により共済金額を減額した場合は、その減額した共済金額に對する共済掛金 (臨時費用担保特約が付されておるときには、その特約共済掛金を含みます。) のうち未経過期間に對して日割りをもつて計算した金額を返還します。

3 第1項の規定による新価特約の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもちいて行います。

(損害共済金の支払額)

第4条 この組合は、損害共済金として建物火災共済約款第10条 (損害共済金の支払額) 第2項又は建物総合共済約款第9条 (損害共済金の支払額) 第2項の規定にかかわらず、次の各号の表の各号の共済金額が再取得価額を超えるときは、再取得価額に相当する金額とします。を支払いいます。

(1) 建物火災共済の場合

区分	損害共済金の額
共済金額が再取得価額の80%以上であるとき	第2条 (損害共済金を支払うべき損害の額) の損害の額
共済金額が再取得価額の80%未満であるとき	第2条 (損害共済金を支払うべき損害の額) の損害の額 × 再取得価額 × 80% (共済金額を限度とします。)

(2) 建物総合共済の場合
 ① 建物総合共済約款第3条 (損害共済金を支払う場合) 第1項の事故によつて損害が生じた場合

区分	損害共済金の額
共済金額が再取得価額の80%以上であるとき	第2条 (損害共済金を支払うべき損害の額) の損害の額
共済金額が再取得価額の80%未満であるとき	第2条 (損害共済金を支払うべき損害の額) の損害の額 × 再取得価額 × 80% (共済金額を限度とします。)

② 建物総合共済約款第3条（損害共済金を支払う場合）第2項の自然災害から地震及び噴火並びにこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）による災害を除いた災害によって損害が発生した場合

区分	損害共済金の額
第2条（損害共済金を支払うべき損害額の80%以上であるとき）	$\frac{\text{第2条（損害共済金を支払うべき損害額の）の損害の額}}{\text{再取得価額の}} \times \text{共済金額}$
第2条（損害共済金を支払うべき損害額の80%未満であるとき）	$\frac{\text{再取得価額の} \times 5\% \text{に相当する額又は10,000円のいずれか低い額}}{\text{再取得価額の}} \times \text{共済金額}$

③ 建物総合共済約款第3条（損害共済金を支払う場合）第2項の地震等によって損害が発生した場合

区分	損害共済金の額
第2条（損害共済金を支払うべき損害額の80%以上であるとき）	$\frac{\text{第2条（損害共済金を支払うべき損害額の）の損害の額}}{\text{再取得価額の}} \times \text{共済金額} \times 0.5$

この場合の損害額は、建物に係る損害（建物の損害割合が5%以上となった場合に限り、家具類と家具類及び建機具に係る損害（家具類及び建機具の損害割合が70%以上となった場合は家具類及び建機具を取替する建物の損害割合が70%以上となった場合に限り、）の額の合計額とします。

2 建物火災非済約款第15条（他の共済関係等がある場合の非済金の支払額）第1項又は建物総合共済約款第13条（他の共済関係等がある場合の非済金の支払額）第1項の規定に準じて算出した損害共済金の額と他の重復契約関係により支払われる共済金又は保険金の額の合計額が第2条（損害共済金を支払うべき損害額の）の損害の額に満たない場合は、建物火災非済約款第15条（他の共済関係等がある場合の非済金の支払額）第1項又は建物総合共済約款第13条（他の共済関係等がある場合の非済金の支払額）第1項の規定にかかわらず、

この組合は、次の算式によって算出した額を損害共済金として支払います。ただし、他の重復契約関係がないものとして算出した額を限度とします。

$$\frac{\text{第2条（損害共済金を支払うべき損害の額）の損害の額}}{\text{再取得価額の}} \times \text{他の重復契約関係のあるものとして算出した他の重復契約関係の共済金又は保険金の額}$$

(準用規定)

第5条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付けられた建物火災共済約款又は建物総合共済約款の規定を準用します。この場合において、建物火災共済約款又は建物総合共済約款の規定中「共済金額」とあるのを「共済目的の再取得価額」と読み替えるものとします。

4. 小損害実損填補特約

小損害実損填補特約条項

(この特約の締結)

第1条 この特約は、建物火災共済又は建物総合共済について、加入者が申し込み、この組合がこれを承諾した場合に締結します。

第2条 この特約は、共済金額が1,000万円以上である建物火災共済又は建物総合共済の共済関係に付すことができ、前項に規定するものほか、建物火災共済及び建物総合共済が1,000万円以上の場合における当該建物火災共済又は建物総合共済の合計額が1,000万円以上の場合に限り適用されます。

第3条 この特約は、前項に規定するものほか、建物火災共済及び建物総合共済が1,000万円以上の場合における当該建物火災共済又は建物総合共済の合計額が1,000万円以上の場合に限り適用されます。

(小損害実損填補特約の解除)

第2条 この組合は、建物火災共済約款第29条（超過共済による共済金額の減額）又は建物総合共済約款第27条（超過共済による共済金額の減額）により共済金額を減額したことから、建物共済の共済関係がこの特約を付すこととでき、前項の規定によりこの特約を解除した場合は、この特約に付する共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

第3条 第1項の規定による小損害実損填補特約の解除は、共済証券記載の加入者の住所記の書面による通知をもって行います。

(損害共済金の支払額)

- 第3条 この組合は、共済事故（地震等を除きます。）による損害の額が30万円以下であるときは、損害共済金として、建物火災共済約款第9条（損害共済金の支払額）第2項の規定にかかわらず、損害の額に相当する金額を支払います。
- 第4条 この組合は、共済事故（地震等を除きます。）による損害の額が30万円を超え、建物火災共済約款第9条（損害共済金の支払額）第2項の規定により算出した損害共済金が30万円に満たないときは、損害共済金として、これらの規定にかかわらず、30万円を支払います。
- 第5条 共済事故が自然災害であって、損害共済金は支払いません。
- 第6条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された建物火災共済約款の規定を準用します。

5. 臨時費用担保特約

臨時費用担保特約条項

- （組合の支払責任）
- 第1条 この組合は、この特約に従い、建物火災共済約款第3条（損害共済金の支払額）又は建物火災共済約款第3条（損害共済金の支払額）第1項若しくは第2項（地震等を除きます。）の事故によって共済目的が損害を受けた場合において、損害共済金のほか、その損害に伴う臨時費用に対して共済金（以下「臨時費用共済金」といいます。）を支払います。
- 第2条 この組合は、建物火災共済約款第3条（損害共済金の支払額）又は建物火災共済約款第3条（損害共済金の支払額）第1項若しくは第2項（地震等を除きます。）の事故から200日以内に死亡又は重大した事故に直接起因（その事故から避難又は損害の発生をおそれ著しく増大したとき）の損害防止を含まず、被保険者に限らず費用に對しては、後遺障害（別表に掲げる基準に該当する場合は後遺障害に伴う費用に對しては、前項の臨時費用共済金に含みます。）の死亡又は後遺障害に對しては、前項の臨時費用共済金（以下「死亡・後遺障害費用共済金」といいます。）を支払います。
- 第3条 前項の場合には、その法定相続人が2人以上いるときは、法定相続分は、法定相続分の割合で、それぞれに支払います。

- 4 死亡・後遺障害費用共済金の対象者は、次のとおりとします。
- (1) 加入者及び共済目的の所有者（加入者及び共済目的の所有者が法人であるときは、その理事、取締役又はその他の機関にある者）
- (2) 加入者及び共済目的の所有者の親族
- (3) 加入者及び共済目的の所有者の使用人
- (4) 共済証券記載の建物に居住している者
- （臨時費用共済金の支払額）
- 第2条 この組合が支払う臨時費用共済金の額は、建物火災共済約款第10条（損害共済金の支払額）第2項又は建物火災共済約款第9条（損害共済金の支払額）第2項の割合を乗じて得た金額とします。ただし、1回の共済事故につき1建物ごとに250万円を限度とします。
- 第3条 この特約に係る共済目的について、臨時費用共済金を支払うべき重複契約関係がある場合であっても、臨時費用共済金は、前項の規定により算出した金額とします。
- 第4条 前項の規定により支払うこととなるこの共済関係による臨時費用共済金と重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金の額との合計額が、1回の共済事故につき1建物ごとに250万円（他の重複契約関係に限度額が250万円を超えて「支払限度額」といいます。）を超えるときは、前項の規定にかかわらず、この組合が支払う臨時費用共済金の額は、支払限度額を差し引いた額とします。ただし、重複契約関係がなるとして算出した支払責任額を限度とします。
- 第5条 前2項の場合において、損害が2種類以上の共済事故によって発生したときは、同種の共済事故による損害ごとにこれら2種類の項の規定をそれぞれに適用します。
- （死亡・後遺障害費用共済金の支払額）
- 第3条 この組合が支払う死亡・後遺障害費用共済金の額は、死亡又は後遺障害者1名ごとに共済金（共済金に相当する金額とします。ただし、1回の共済事故につき1名ごと）の30%に相当する金額とします。
- 第4条 この特約を付した建物火災共済又は建物火災共済（組合の死亡・後遺障害費用共済金を支払うべき他の共済関係がある場合において、それぞれの共済関係に係る死亡・後遺障害費用共済金の合計額が1回の共済事故につき1名

ことに200万円を超えるときには、この組合は、次の算式により算出した額を死亡・後遺障害費用共済金として支払います。

$$200万円 \times \frac{\text{第1条(組合の支払責任) 第2項の死亡・後遺障害費用共済金の額}}{\text{この共済関係に係る支払責任額} + \text{それ以外の共済関係に係る支払責任額の合計額}}$$

(死亡・後遺障害費用共済金を支払わない場合)
 第4条 建物火災共済約款第18条(共済金を支払わない場合)及び第19条(共済金を支払わない場合)又は建物総合共済約款第16条(共済金を支払わない損害)及び第17条(共済金を支払わない場合)の規定により、共済金が支払われない場合は、死亡・後遺障害費用共済金を支払いません。

(死亡又は後遺障害発生時の通知)
 第5条 加入者(加入者が死亡した場合)又は、その法定相続人は、共済目的について建物火災共済約款第3条(損害共済金を支払う場合)又は建物総合共済約款第3条(損害共済金を支払う場合)第1項の規定により、損害が発生し、第1条(組合の支払責任)第4項に規定する者が死亡又は後遺障害を被った場合は、遅滞なくこの組合に通知しなければなりません。

(準用規定)
 第6条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された建物火災共済約款又は建物総合共済約款の規定を準用します。

(別表) 後遺障害の基準

- 1 両眼の視力が0.02以下になったもの
- 2 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの
- 3 そしゃくの機能を喪失したもの
- 4 言語の機能を喪失したもの
- 5 両上肢の用を全廃したもの
- 6 両手の手指の全部を失ったもの
- 7 両下肢を足関節以上で失ったもの
- 8 両下肢の用を全廃したもの
- 9 精神に著しい障害を残し、終身労働に服することができないもの
- 10 神経系統の機能に著しい障害を残し、終身労働に服することができないもの
- 11 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労働に服することができないもの

6. 費用共済金不担保特約

費用共済金不担保特約条項

(組合の支払責任)
 第1条 この組合は、この特約に従い、建物火災共済約款第3条(損害共済金を支払う場合)、第5条(地震火災費用共済金を支払う場合)及び第9条(水道管凍結修理費用共済金)又は建物総合共済約款第3条(損害共済金を支払う場合)又は第2項及び第8条(水道管凍結修理費用共済金を支払う場合)の事故によって共済目的が損害を受けた場合において、建物火災共済約款第4条(残存物取片費用共済金)又は建物総合共済約款第4条(残存物取片費用共済金を支払う場合)から第8条(水道管凍結修理費用共済金を支払う場合)に規定する費用に係る共済金(残存物取片費用共済金を支払う場合)から第8条(水道管凍結修理費用共済金を支払う場合)から第10条(水道管凍結修理費用共済金を支払う場合)から第16条(水道管凍結修理費用共済金を支払う場合)又は建物総合共済約款第11条(水道管凍結修理費用共済金を支払う場合)又は建物総合共済約款第11条(水道管凍結修理費用共済金を支払う場合)から第14条(水道管凍結修理費用共済金を支払う場合)の範囲にかかわらず、支払いません。

(準用規定)
 第2条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された建物火災共済約款又は建物総合共済約款の規定を準用します。

7. 収容農産物補償特約

収容農産物補償特約条項

(組合の支払責任)
 第1条 この組合は、この特約に従い、この特約に係る共済目的が損害を受けた場合において、その損害に対して共済金(以下「収容農産物損害共済金」といいます。)を支払います。

(この特約に係る共済目的)
 第2条 この特約に係る共済目的は、建物総合共済の共済目的である建物に収容される次のいずれかかの農産物(出荷前の一時保管又は販売目的の保管をしているもの)及び乾燥・調製等の作業中のものを含みます。以下「収容農産物」といいます。のうち、加入者が申し出たものとしします。
 (1) 米穀
 (2) 麦

(3) 大豆

(この特約に係る共済責任期間) 第3条 この特約に係る共済責任期間は、加入者が申し出たものとし、共済責任期間の開始の日の午後4時から始まり、末日の午後4時に終わります。
(建物総合共済約款第2条 (共済責任期間) 第2条第1項の共済責任期間と同一の期間)

(収容農産物損害共済金の支払額)

第4条 この組合が支払う収容農産物損害共済金の額は、建物総合共済約款第3条(損害共済金を支払う場合)の事故によつて共済目的に生じた収容農産物損害に相当する金額とします。ただし、同一共済責任期間における収容農産物損害共済金の額の合計は、100万円以下500万円以内の範囲内で100万円を単位として加入者が地震等である場合は、収容農産物損害共済金の金額は、前項の規定にかかわらず、同項の損害の額の30%に相当する金額とします。ただし、同一共済責任期間における収容農産物損害共済金のうち、地震等により支払うものの金額の合計は、支払限度額の30%に相当する金額を限度とします。
第1項の損害共済金の額が1万円に満たない場合は、前2項の規定にかかわらず、収容農産物損害共済金は支払いません。
第4条 加入者が故意又は重大な過失によつて建物総合共済約款第34条(損害防止義務)第1項及び第2項の規定による義務を怠つた場合は、損害の額から防止又は軽減することとができたことと認められる金額を差し引いて得た金額を損害の額とみなします。

(共済掛金の返還-失物の場合)

第5条 建物総合共済約款第26条(共済関係の失効)の規定によりこの特約が付された建物総合共済の事由が生じた場合は、その失効の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、この組合はこの特約に係る共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもつて計算した金額を返還します。
(共済金支払債の特約事項) 第6条 収容農産物損害共済金の合計額が支払限度額に達したとき、この特約は消滅します。
(準用規定) 第7条 この特約事項には、建物総合共済約款第15条(他の保険契約等がある場合の共済金の支払額)から第25条(共済関係の解除の効力)まで、第30条(共済掛金の返還-解除の場合)、第33条(損害発生の場合の手続)が

ら第38条(共済金の支払時期)まで、第40条(共済関係の継続)から第42条(他人の所有する物を建物共済に付した場合)まで及び第44条(専用法)の規定を準用します。

8. 自動継続特約
自動継続特約条項

(この特約の締結)

第1条 この特約は、建物火災共済又は建物総合共済について、加入者が申し込み、この組合がこれを承諾した場合に締結します。
(共済関係の自動継続) 第2条 この特約を付した建物火災共済又は建物総合共済は、共済責任期間が満了する日の属する月の前月10日(以下「自動継続意思確認日」といいます。第4条(共済掛金の支払)の規定により共済掛金等の意思表示がなされた場合、共済責任期間が満了する共済関係と同一の内容で共済責任期間を1年とすることを、自動継続の回数、2回から9回までの範囲内で加入者が選択するものとし、自動継続の回数、2回から9回までの範囲内で加入者が選択するものとし、自動継続される共済関係の加入者の住所を、自動継続意思確認日のおいて、前項により自動継続される共済関係の加入者の住所により通知します。
第1項の規定にかかわらず、組合は、組合の定めたるところに自動継続をすることが適当でない場合、組合が認め、共済関係が自動継続しないことがあり得る旨を、前項により通知します。
(共済関係の変更) 第3条 この特約が付された共済関係について加入者が、共済責任期間が満了する共済関係と異なる内容で共済関係を継続する場合は、建物火災共済約款第42条(共済関係の継続)又は建物総合共済約款第40条(共済関係の継続)によるものとします。
(共済掛金等の支払) 第4条 加入者は、自動継続後の共済関係に係る共済掛金等を継続前の共済責任期間の満了日まで払い込むものとします。
(共済掛金等の払込み猶予及び共済関係の解除)

第5条 この組合は、前条（共済掛金等の払込み）の規定にかかわらず、共済掛金等の払込みを払込み期限の翌日から起算して14日間（以下「猶予期間」といいます。）猶予します。ただし、この猶予期間内に共済事故が生じ、その期間内に共済掛金等が払い込まれない場合は、共済金を支払いません。
第2条 共済掛金等が払い込まれたまま猶予期間が過ぎた場合は継続前条の共済責任期間満了日の午後4時からその効力を失います。この場合、共済関係は解除されたものとみなします。
第3条 前項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

(新価特約解除の場合の共済関係)
第6条 この組合は、この特約を付した共済関係の新価特約について、新価特約条項第3条（共済金額の減額及び新価特約の解除）第1項の規定により解除された場合、共済関係満了の日にこの特約を解除します。

(小損害実損補特約解除の場合の共済関係)
第7条 この組合は、この特約を付した共済関係の小損害実損補特約が、小損害実損補特約条項第2条（小損害実損補特約の解除）第1項の規定により解除された場合、共済関係満了の日にこの特約を解除します。

(自動継続後の共済関係に適用される約款及び共済掛金率等)
第8条 この組合は、自動継続後の共済関係は、継続した日における建物火災共済約款又は建物総合共済約款、特約条項及び共済掛金率等を適用します。

(準用規定)
第9条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された建物火災共済約款又は建物総合共済約款及び特約条項の規定を準用します。

附 則 この約款は、令和2年4月1日から施行する。